

毎週火・金曜日発行

島根県報

第一、四〇五号

平成十四年九月二十四日

(火曜日)

告示

目次

- 県営土地改良事業計画の変更(三件) (農村整備課) 一
- 保安林の指定(二件) (森林整備課) 二
- 島根県収入証紙の売りさばき人の指定 (審査課) 三
- 公告 (企業振興課) 三

- 平成十四年度砂利採取業務主任者試験の実施 (企業振興課) 三
- 公安規則 (四)

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

刑事訴訟法第八十九条及び第九十九条第二項の規定に基づく司法警察職員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

四 四

告示

島根県告示第八百五十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、和田地区を受益地域とする農道事業(県営一般農道整備事業)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関するものには、縦覧期間満了

後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年九月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

和田地区農道事業(県営一般農道整備事業)変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

大田市役所、仁摩町役場

島根県告示第八百五十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、延屋地区を受益地域とする農道事業(県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に関するものには、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年九月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

延屋地区農道事業(県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

大田市役所

島根県告示第八百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、大国地区を受益地域とする農道事業（県営一般農道整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年九月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

大国地区農道事業（県営一般農道整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

大田市役所

島根県告示第八百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

出雲市朝山町字権垣内一五三五の一、一五三七、一五三八、一五四〇の一から一五四〇の四まで、字本出一五四一の一、一五四一の三

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

指定の目的

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年九月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字多岐一六二三の五、大字久村二三九五の六、二三九九の二四、二四二五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び多伎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第八百六十号

島根県収入証紙条例（昭和三十九年島根県条例第四十三号）第五条第一項の規定により島根県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので同条第三項の規定により告示する。

平成十四年九月二十四日

島根県知事 澄田信義

指定年月日	指定番号	売りさばき場所	住所及び氏名
平成十四年九月十七日	九六三	平田市国富町八四三番地三 平田自動車教習所	平田市国富町八四三番地三 株式会社 平田自動車教習所 代表取締役 大谷 厚郎

公 告

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定に基づき、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成十四年九月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 試験の日時

平成十四年十一月八日（金）
午前十時から十二時まで

（受付は午前九時三十分から行い、遅刻は試験開始後三十分まで受験を認める。）

二 試験会場

大田市大田町大田イ二二六―四

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」三階研修室

三 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 提出書類

(一) 受験願書（所定の様式）

(二) 写真二枚、うち一枚は受験票に貼り付けること。

（手札形（縦八センチメートル×横六センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

(三) 受験票（所定の様式）

五 受験手数料

七千六百円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

六 受験願書等の請求先

島根県商工労働部企業振興課、浜田商工労政事務所、隠岐支庁土木建築局維持管理課、各土木建築（土木）事務所維持管理課又は島根県砂利協会

七 受験願書等の提出先

〒六九〇―八五〇一 松江市殿町一番地 島根県商工労働部企業振興課

八 受験願書等の受付期間

平成十四年九月三十日（月）から平成十四年十月十八日（金）まで

なお、郵送の場合は、平成十四年十月十八日までの消印のあるもの限り受け付ける。

九 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

十 合格発表

十一月二十五日（月）に県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、受験者全員（棄権者は除く。）に試験結果を郵送にて通知する。

電話等による照会には一切応じない。

十一 その他

註釋(い)のいだが、島根県道工務部企業振興課資源係(電話〇八五二一二二一五二九四)に照会したところ。

公安委員会規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月24日

島根県公安委員会委員長 古瀬 章

島根県公安委員会規則第14号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則(平成14年島根県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。
別表中

「刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第189条及び第199条第2項の規定に基づき司法警察職員等の指定に関する規則(昭和29年島根県公安委員会規則第3号)」	第3条第1項	証票の交付
	第3条第3項	証票の返納の受理

「刑事訴訟規則(昭和23年最高裁判所規則第32号)」	第141条の2	司法警察員の指定の通知
----------------------------	---------	-------------

改め、同表ストーリーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づき意見の聴取の実施に関する規則の項の次に次の1項を加える。

危険な動物の飼養及び保管に関する条例(平成14年島根県条例第19号)	第3条第2項	知事からの通知の受理
------------------------------------	--------	------------

別表中

「没収保全等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則(平成4年島根県公安委員会規則第6号)」	第2条第1項	証票の交付
	第2条第1項	証票の交付
傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年島根県公安委員会規則第6号)」	第2条第3項	証票の返納の受理

「犯罪捜査のための通信傍受に関する規則(平成12年最高裁判所規則第6号)」	第2条第2項	司法警察員の指定の通知
---------------------------------------	--------	-------------

改める。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第189条及び第199条第2項の規定に基づき司法警

察職員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年9月24日

島根県公安委員長 古 瀬 章

島根県公安委員会規則第15号

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条及び第199条第2項の規定に基づき司法警察職員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条及び第199条第2項の規定に基づき司法警察職員等の指定に関する規則の一部改正）

第1条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第189条及び第199条第2項の規定に基づき司法警察職員等の指定に関する規則（昭和29年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中、「は、次のとおりとする」を「として島根県公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする」に改める。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

別記様式を削る。

（没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第2条 没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条を第2条とする。

別記様式を削る。

（傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第3条 傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年島根県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（委任）

第2条 この規則の実施について必要な細部事項は、警察本部長が定める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十四年九月二十四日印刷
平成十四年九月二十四日発行

発行者

島

根

県

発行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月

金二千四百二十円(送料共)